

■司法修習生への給費の実現と充実した司法修習に向けて

司法修習生とは、司法試験に合格した後、裁判官・検察官・弁護士（法曹）になるために、最高裁判所に任用されて1年余りの実務研修が課せられている者です。司法の現場で「生きた事件」に直接触れながら、平日フルタイムで研修（修習）が行われています。修習生には充実した修習を行わせるため、修習専念義務が課せられています。

戦後60年以上の間、司法修習生に対して国から一定の給料が支給されてきました（給費制）。しかし、2011年11月から給費制が廃止され、生活費等が必要な修習生には最高裁判所が一定金額を貸し付ける「貸与制」に変更されました。

給費制廃止前から、貸与制移行の問題点が日本弁護士連合会などから指摘されてきましたが、その問題点が現実化しています。すなわち、司法試験合格までに約半数の者が奨学金等で数百万円の借金を負い、さらに司法修習中に貸与金で約300万円の借金を負うことになったことで、合計400万円を超える借金を負っている修習生が半数近くいます。

このため、法曹への途をめざすことをあきらめる事態が生じており、また、司法試験に合格したのに、修習に行くことをあきらめた人もいます。

貸与金の返済が開始される5年後には、実務をスタートした法曹が、その返済に苦慮する事態が生じることも予測されます。

このように経済的事情により法曹になることをあきらめる事態が進めば、司法制度を支える人材が偏り、市民の最終的な権利救済を担う司法そのものが変質してしまう危険性があります。

このため、修習生がより安心して修習をするための給付型の経済的支援（給費の実現を含む）が必要です。

この度、司法修習生に対する給費の実現に向けて、さらに多くの皆様に関心を持っていただくとともに、理解を深めていただき、司法修習生への給費の実現・経済的支援を実現するべく院内意見交換会を開催します。